

高松市監査委員告示第18号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、
地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

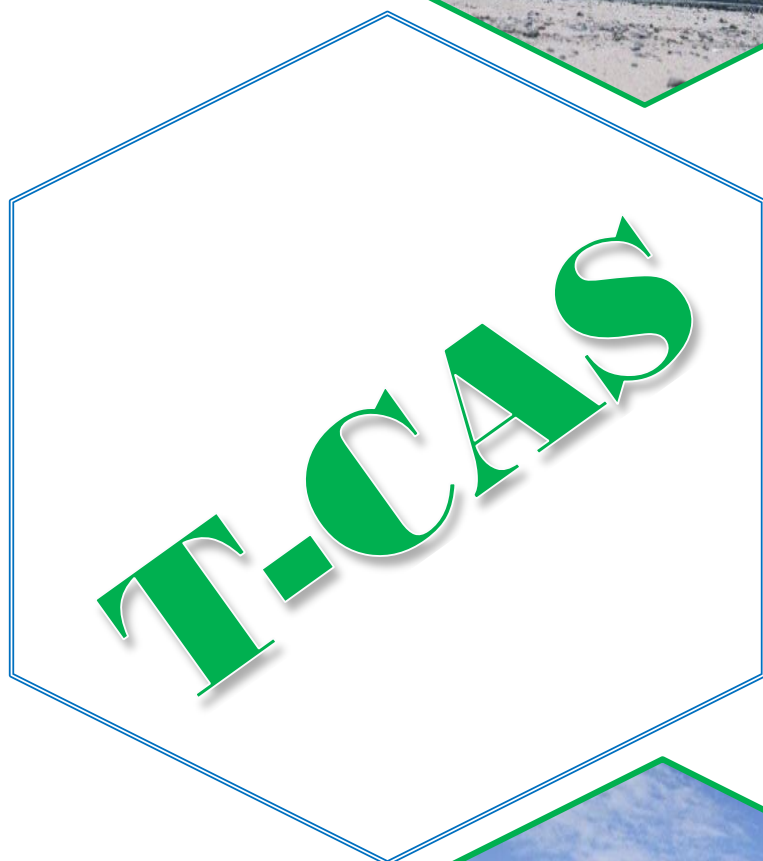
令和2年5月29日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	三	笠	輝	彦
同	橋	本	浩	之

監査結果に基づく 措置通知

(財政援助団体等監査)

(令和2年5月29日)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧

R2.5.29

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課又は監査対象団体等		措置通知日
1	R元	R元.10.31	第17号	指摘	所管課による指導監督体制について（再委託）	P6	創造都市推進局	観光交流課 （観光エリア振興室）	R2.3.31
2				指摘	所管課による指導監督体制について（労務管理）	P7			
3				指摘	市の指定管理者であることの明記について	P8	株式会社四国にぎわいネットワーク		
4				指摘	指定管理業務の再委託と報告について	P9			
5				指摘	労務管理の適正化について	P10			

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものを。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／株式会社四国にぎわいネットワーク		
告示番号	高松市監査委員告示第17号	告示日	令和元年10月31日
区分	指 摘		
指摘の項目	所管課による指導監督体制について（再委託）		
指摘の内容	所管課は、指定管理者に協定及び仕様書の遵守を徹底させるとともに、第三者に委託する業務及び業務報告の確認を適切に行うなど、指定管理業務が適正に実施されるよう指導監督体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P6		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/zaien20191031.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年3月31日
所管課	創造都市推進局 観光交流課（観光エリア振興室）
措置を行った 団体等	創造都市推進局 観光交流課（観光エリア振興室）
措置結果	<p>本件指摘事項については、令和2年3月に、高松市道の駅源平の里むれの管理に関する基本協定書の規定に基づき、業務開始前に再委託承認願の提出を受け、承認書の発行を行うこととした。</p> <p>また、業務終了後には、速やかに報告書の提出を受け、その確認ができるよう、新たに管理表により管理を行うことで、指導監督体制を構築した。</p>

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／株式会社四国にぎわいネットワーク		
告示番号	高松市監査委員告示第17号	告示日	令和元年10月31日
区分	指 摘		
指摘の項目	所管課による指導監督体制について（労務管理）		
指摘の内容	所管課は、労務管理状況の把握を行うとともに、指定管理者に仕様書に基づく所定労働時間を遵守させ、賃金台帳に明確に記載するよう、労務管理の適正化に向けた指導をされたい。		
公表文該当 ページ	P7		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/zaien20191031.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年3月31日
所管課	創造都市推進局 観光交流課（観光エリア振興室）
措置を行った 団体等	創造都市推進局 観光交流課（観光エリア振興室）
措置結果	本件指摘事項については、令和2年3月に、指定管理者に対し、仕様書に定める内容を厳守するよう周知徹底を図るとともに、管理者から社員の賃金台帳及びタイムカードの記録を確認した旨の報告書の提出を求めることにより、労働管理状況の把握を徹底した上で、労働力確保についての聞き取りや指導・助言等を行えるよう指導監督体制を構築した。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／株式会社四国にぎわいネットワーク		
告示番号	高松市監査委員告示第17号	告示日	令和元年10月31日
区分	指 摘		
指摘の項目	市の指定管理者であることの明記について		
指摘の内容	指定管理者により管理・運営されている市の施設であることを利用者に示すため、募集要項に基づき、適正に表示されたい。		
公表文該当 ページ	P8		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/zaien20191031.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年3月31日
所管課	創造都市推進局 観光交流課（観光エリア振興室）
措置を行った 団体等	株式会社四国にぎわいネットワーク
措置結果	本件指摘事項については、令和元年12月11日から、指定管理者の名称と連絡先、市の担当課名と連絡先を、施設内に明記することとした。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／株式会社四国にぎわいネットワーク		
告示番号	高松市監査委員告示第17号	告示日	令和元年10月31日
区分	指 摘		
指摘の項目	指定管理業務の再委託と報告について		
指摘の内容	指定管理業務の再委託については、事前に市の承諾を得た上で実施されたい。 また、業務終了後に所管課に報告が必要なものについては報告されたい。		
公表文該当 ページ	P9		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/zaien20191031.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年3月31日
所管課	創造都市推進局 観光交流課（観光エリア振興室）
措置を行った 団体等	株式会社四国にぎわいネットワーク
措置結果	本件指摘事項については、令和2年3月から、再委託承認願を市に提出し、所管課の承認を得ることとし、業務終了後には、速やかに報告書を提出することとした。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／株式会社四国にぎわいネットワーク		
告示番号	高松市監査委員告示第17号	告示日	令和元年10月31日
区分	指 摘		
指摘の項目	労務管理の適正化について		
指摘の内容	従業員の労務管理状況の把握を行うとともに、仕様書に基づく所定労働時間を遵守し、賃金台帳に必要な時間数等を明確に記載するよう徹底し、労務管理の適正化を図るよう取り組まれない。		
公表文該当 ページ	P10		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/zaien20191031.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年3月31日
所管課	創造都市推進局 観光交流課（観光エリア振興室）
措置を行った 団体等	株式会社四国にぎわいネットワーク
措置結果	<p>本件指摘事項については、監査結果で指摘を受けて以降、所定労働時間を厳守するとともに、時間外労働を行う際は、必ず事前に申し出ることを会社内で共有した。</p> <p>また、労務管理担当者に対して、賃金台帳や労務管理に関する書類等への記載及び管理を徹底し、労働時間の正確な把握に取り組むよう指示した。</p> <p>さらに、就業規則、労務関係等のセミナーや研修に参加することで、それぞれの立場における労務に関する必要な知識を習得することとした。</p>

正

誤

令和2年7月16日

(原稿誤り)

告示番号	正誤の箇所	誤	正
令和2年高松市監査委員告示第14号 令和2年高松市監査委員告示第17号 令和2年高松市監査委員告示第18号 令和2年高松市監査委員告示第20号 令和2年高松市監査委員告示第21号	柱書き	第199条第12項	第199条第14項